(コピーをして使って下さい。)

( -	_	-		_		_	•	1	C	٧	0
	労	働化	<b>科</b>	食社	番号	子					
38	1	02	0	13	303	38	—	00	0		
整理番	号	*									

## 就業規則(変更)届

j <del> </del>						
事業の種類	事業の名称	7	事業の所在地			
介護事業	社会福祉法人 く	りのみ会	四国中央市土居町津根 3008-1			
就業規則又は	別紙のとおり					
意見の聴	令和 4 年 3 月 14 日					
意見書	下記のとおり	労働者数		76人		

令和4年3月17日

使用者 社会福祉法人 くりのみ会 理事長 栗 光弘

新居浜労働基準監督署長 殿

## 意 見 書

別紙の就業規則賃金規定(変更)に関する意見は下記のとおりである。

記

同意します。



令和 4年 3月14日 労働者代表

職名 小護支援專門員

氏名 藤井 梨恵

社会福祉法人 くりのみ会 理事長 栗 光弘 殿



※は記入不要

職員就業規則(1	<b>賃金規程)新旧対照表</b>					
変更前規則	変更後規則					
第2章 賃 金 第2節 手 当 第31条 【処遇改善手当 特定処遇改善手当】 (特定)介護職員処遇改善加算による介護 報酬が支給された場合、当該加算に係る賃 金改善として、(特定)処遇改善手当を支 給する。なお、(特定)処遇改善手当金の 対象者は、介護職に従事する正社員及びパート(所得制限のない)社員とし、額につ いては、当該加算に係る計画を勘案してそ の都度決定する。 2.前項の手当はその月の所定労働時間を上	第2章 賃 金 第2節 手 当 第31条 【(特定) 処遇改善手当、処遇改善補助手 当】 (特定) 介護職員処遇改善加算による介護報酬 が支給された場合、当該加算に係る賃金改善と して、(特定) 処遇改善手当を支給する。なお、 (特定) 処遇改善手当金の対象者は、介護職に 従事する正社員及びパート(被用者保険に加入) 社員とし、額については、当該加算に係る計画 を勘案してその都度決定する。 2. 介護職員処遇改善補助金が支給された場合、					
限に支給する。なお、時間外労働の単価には反映しないものとする。	当該補助金に係る賃金改善として、処遇改善補助(処改補)手当を支給する。なお、処遇改善補助(処改補)手当の対象者は、介護事業所に従事する正社員及びパート(被用者保険に加入)社員とし、額については、当該補助に係る計画を勘案してその都度決定する。 3. 前項の手当はその月の所定労働時間を上限に支給する。なお、時間外労働の単価には反映しないものとする。					